

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	祇園 (祇園町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

自作農家が多く、しばらくは今の状態が続いていくと思われる。数軒で機械の共同購入されている農家もあるが個々で自分の田畑を守っていく、やれるところまでは頑張るといのが現状。あと5年位で後継者に変わっていく農家が大半でその後数軒の農家に集約されるのではないかとと思われる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

営農組合の様な経営は当町では難しいと思われるため、数軒の農家に集約され、土地的に美味しいと評価のある米作が中心になっていく。既に「祇園米」としてネットで販売もされており、飲食業や個人への直接販売で収益アップをされている農家がある。また実績のある餅米の生産を増やすことも検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農者があった場合、集落内の経営拡大の意向を示す農業者に集約集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、取組予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に拡大意向を示す農業者がおり、地域農業を支える農業者として支援していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるものがあれば、都度検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--